



<概要版>

第9期東郷町高齢者福祉計画 老人福祉計画・介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

いきいきと住み続けたい
支え合いのまち とうごう



令和6年3月
東郷町

1 計画策定の趣旨

本町は全国的な傾向と比較すると高齢化率は低いものの年々上昇しています。令和5年（2023年）の高齢化率は22.7%と過去最高を更新しており、引き続き高齢化率の上昇が予測されます。また、今後は75歳以上人口の増加が見込まれており、支援を必要とする要介護認定者についても、増加が予測されます。

国においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、高齢者の問題に限定されない様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした国等の動向を踏まえつつ、本町においても高齢者を取り巻く現状やその変化、これまでの取組状況を踏まえ、「第9期東郷町高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画における計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間と定めます。

3 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念は、第8期計画における基本理念を引き継ぎ、自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちづくりを推進していくことを目指します。また、基本理念の実現に向けた4つの基本目標を設定し、重点的に取り組む項目と地域包括ケアを支える体制の強化に関する取組を基本目標のもとに位置付け、包括的な施策体系として推進します。

<基本理念>

いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう

<基本目標>

基本目標1

健康づくりと介護予防の推進

<予防>

基本目標2

高齢者の生活を支える環境の充実 <生活支援>

基本目標3

安心して暮らせる支援の充実

<医療・介護>

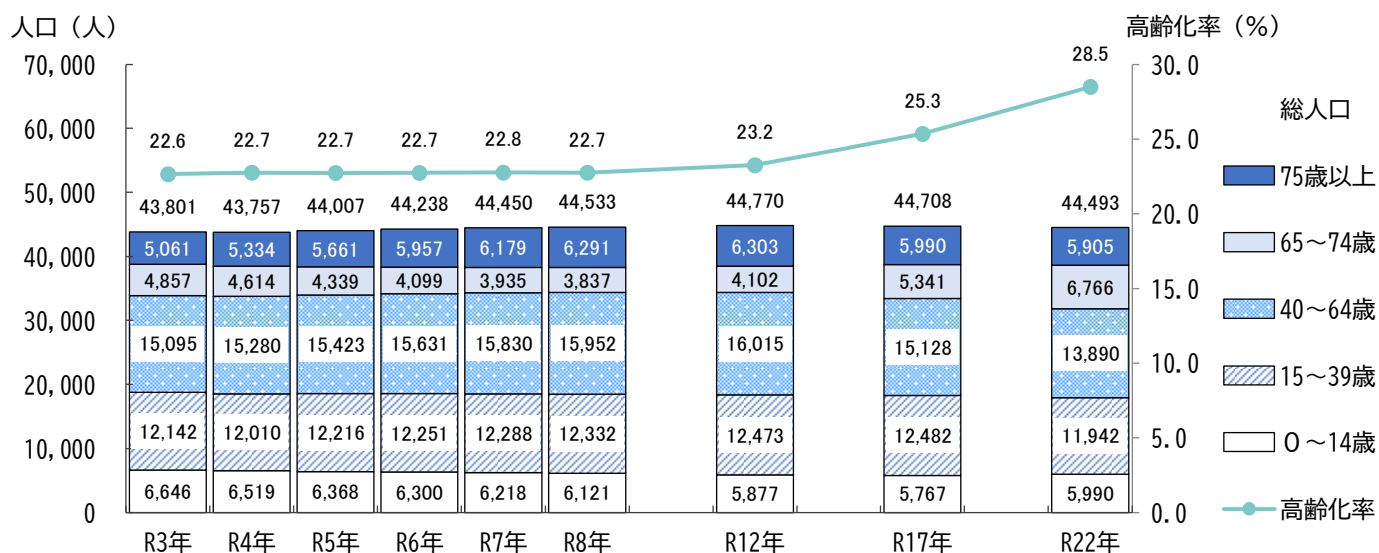
基本目標4

地域包括ケアを支える体制の強化 <支援体制>

4 本町の高齢者を取り巻く現状

(1) 年齢別人口と高齢化率の推移と将来推計

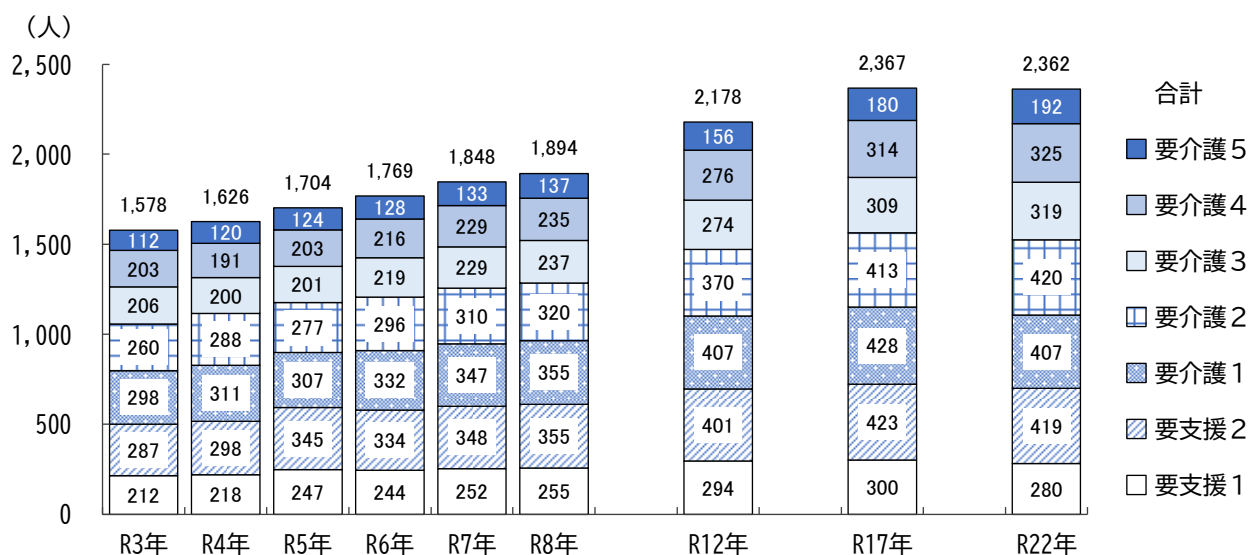
本町の人口は緩やかな減少傾向から、令和5年（2023年）には増加に転じています。75歳以上の人口は増加が続いており、高齢化率は同程度で推移しています。引き続き75歳以上人口の増加と令和8年（2026年）以降は高齢化率の上昇が続く見込みです。



資料：住民基本台帳(各年9月30日時点、令和6年（2024年）以降が推計値)

(2) 要介護度別の認定者数推移と将来推計

本町の要介護認定者数は、令和3年（2021年）まではほぼ横ばいでしたが、その後は増加が見込まれており、おおむね令和17年（2035年）頃までは増加が続く推計となっています。



※ここでの要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日時点、令和6年（2024年）以降が推計値）

5 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主な事業
いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とごう	1 健康づくりと介護予防の推進 ＜予防＞	(1) 健康づくり・ 疾病予防の推進	● 低栄養予防対策の推進 ● 藤田医科大学連携まちかど保健室 ● 特定健診・長寿健診・特定保健指導の実施 ● 生活習慣病予防に係る周知啓発 ● 各種高齢者予防接種費用の助成 ● がん検診等の推進
		(2) 生きがいづくりと 社会参加の促進	● 高齢者社会参加ポイント制度事業 ● 高齢者スポーツ大会の支援 ● 思い出の語り場づくりへの支援 ● 高齢者ボランティアポイント制度事業 ● シルバー人材センターへの支援 ● 老人クラブ活動の充実 ● 伝統文化の継承
		(3) 介護予防と日常生活 支援の充実	● 介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中サービス）の実施・周知 ● 介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和訪問型サービス・通所型サービス）の実施・周知 ● 自立支援応援事業
		(4) 地域における介護 予防の推進 【重点】	● 65歳以上のための健康づくり出張講座 ● 保健事業と介護予防の一体的実施 ● T O G O まちかど運動教室 ● 地域リハビリテーション活動支援事業 ● 民間企業型地域介護予防教室 ● 介護予防DVDの普及
		(5) 担い手の養成	● シニアリーダー養成講座及び活動支援 ● 認知症サポーターの養成及び活動支援 ● 介護予防サポーターの養成及び活動支援 ● 生活支援サポーターの養成
	2 高齢者の生活 を支える環境 の充実 ＜生活支援＞	(1) 在宅生活を支える 生活支援の充実	● 緊急通報システム事業 ● 食の自立支援事業（配食サービス） ● 巡回バス（じゅんかい君）等の利便性の向上 ● 高齢者タクシー料金助成事業 ● 生活援助員派遣事業 ● 介護保険外サービス一覧表の作成・普及
		(2) 災害・感染症への 備え	● 町の防災体制の充実 ● 防災情報等の周知啓発 ● 救急安心カードの配布 ● 事業所と連携した災害・感染症対策 ● 災害時の避難場所の確保 ● 避難行動要支援者登録制度の推進 ● 感染症予防に関する情報の周知啓発
		(3) 生活情報の提供	● 広報紙・町ホームページ等での周知啓発 ● かかりつけ医等の周知啓発 ● 高齢者の交通事故防止のための周知啓発 ● 運転免許証自主返納事業の周知啓発
		(4) 高齢者の権利擁護	● 高齢者虐待防止への対応 ● 詐欺・悪質商法に関する情報提供 ● 成年後見制度の利用促進 ● 消費生活相談の実施
		(5) 見守り活動の推進	● 高齢者地域見守り活動事業 ● ひとり歩き高齢者見守りネットワークの推進 ● ひとり暮らし高齢者登録制度の推進

基本理念	基本目標	基本施策	主な事業
いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうとう	3 安心して暮らせる 支援の充実 ＜医療・介護＞	(1) 在宅要介護者と 家族介護者の支援	- 認知症家族支援講座等の実施 - 家族介護者リフレッシュ事業 - 理髪サービス事業 - 外出支援サービス事業 - 介護用品購入費助成事業 - 介護離職ゼロに向けた取組 - 認知症対応型通所介護サービスの提供
		(2) 在宅医療・ 介護連携の推進 【重点】	- 訪問診療の周知 - 医療介護サポートセンター運営事業 - 電子@連絡帳の活用 - 多職種ミーティングの開催 - 多職種カンファレンスの開催 - 地域住民への在宅医療・介護についての啓発
		(3) 認知症の正しい 理解の促進 【重点】	- 認知症理解のための周知啓発 - 認知症カフェの実施 - 認知症ケアパスの活用 - 認知症の予防に資する取組の推進 - 高齢者等にやさしいお店登録制度の推進 - 認知症サポーターの養成及び活動支援【再掲】
		(4) 認知症の早期対応・ 早期支援に向けた 体制整備	- 認知症初期集中支援チームによる支援 - 認知症地域支援推進員による活動 - チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）による支援 - 高齢者地域見守り活動事業【再掲】 - ひとり歩き高齢者見守りネットワークの推進【再掲】 - ひとり歩き高齢者等の位置情報提供サービス（GPS）導入への支援 - 認知症本人とその家族の一体的支援の実施
	4 地域包括ケア を支える体制 の強化 ＜支援体制＞	(1) 支え合いの 体制づくり 【重点】	- 地域支え合い協議体の運営 - 地域支え合いコーディネーターの配置 - ボランティアセンター（社会福祉協議会内）との連携 - ボランティア、NPOの活動への支援 - 保健・医療・福祉等の連携による地域づくりの推進 - 包括的支援体制整備事業の実施
		(2) 介護サービスの 適正化と質の向上	- 介護給付等費用適正化事業 - 介護相談員派遣事業 - 事業者への運営指導の実施
		(3) 専門職の人材育成 と介護人材の確保	- 多職種ミーティングの開催【再掲】 - 多職種カンファレンスの開催【再掲】 - 事業者研修会等の開催 - ケアマネジャーへの支援 - 介護人材の確保に向けた取組 - 介護サービス事業所における働きやすい環境づくりの支援
		(4) 充実した地域包括 支援センター機能 の確保	- 総合相談支援の周知と強化 - 地域包括支援センターの連携強化 - 人員体制の確保 - 地域包括支援センター事業評価

6 重点取組項目

重点取組項目 1 地域における介護予防の推進

地域における高齢者主体の介護予防を推進するとともに、地域資源を最大限に活用した多様な介護予防教室や地域の通いの場の充実を図り、自立支援と重度化防止の取組を推進します。



主な事業内容

● 地域で健康・介護予防講座

住み慣れた地域にさらなる通いの場を設けるため、体操や低栄養予防、お口の健康についての講座を地区コミュニティセンター等で開講します。講座終了後も、講師派遣や住民主体の通いの場の立ち上げの支援を継続的に行います。

● TOGOまちかど運動教室

高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、自発的に参加できる通いの場を充実させるとともに、地区の特性やニーズに応じた介護予防に資する体操等を実施します。

重点取組項目 2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療と介護の専門職が連携して、切れ目のない在宅医療と介護の提供ができる体制の充実に取り組みます。



主な事業内容

● 医療介護サポートセンター運営事業

在宅医療に関する体制を構築します。また、サポートセンターや他機関と共に専門職に対する相談支援、研修機会の確保及び医療介護関係者の連携課題について検討します。

● 地域住民への在宅医療・介護についての啓発

住民向けのイベント及び専門職による出張講座を実施して、在宅医療介護連携について、理解の促進を図ります。また、普及啓発を促進するため、地域の医療機関、介護サービス、専門職等の社会資源を紹介する在宅医療介護に関する冊子を周知啓発に活用するとともに、定期的に情報を更新します。

重点取組項目

3

認知症の正しい理解の促進

認知症の理解を促進するためのイベント等を通して啓発を行うとともに、認知症高齢者を地域で見守っていくために、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けます。



主な事業内容

● 認知症理解のための周知啓発

9月の世界アルツハイマー月間を中心に、認知症に関する講演会、広報紙での特集、図書館での書籍紹介、役場での掲示及び動画の放映など幅広い周知啓発を推進します。

● 認知症サポーターの養成及び活動支援

認知症についての正しい理解や知識を習得し、認知症高齢者とその家族への対応を学ぶために、住民及び町内企業向けに認知症サポーター養成講座を実施します。

重点取組項目

4

支え合いの体制づくり

いつまでも全ての高齢者が安心して生活できるまちであり続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを充実させ、高齢者の生活実態や地域の課題を適切に把握します。また、住民や専門職、行政等が協働でまちのあるべき姿を検討し、包括的な地域づくりを推進します。



主な事業内容

● 地域支え合い協議体の運営

全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるよう、「互助」を基本とし、住民が抱える地域の問題を把握し、課題解決に向けて情報交換とアイデア出しを行う、住民主体の地域支え合い協議体を支援します。

● 包括的支援体制整備事業の実施

分野横断的、複合的な課題にも対応できる相談窓口の連携や、関係機関のネットワークづくりを進めます。

7 第1号被保険者の保険料

●第1号被保険者の保険料基準額及び所得段階別保険料

介護給付費等の推計を基に算定した本町の第1号被保険者の保険料基準額は、月額 6,093 円です。本町では、第1号被保険者の保険料段階の設定に当たり、国の基準である13段階を、被保険者の負担能力に応じ15段階に細分化しています。段階区分の考え方及び保険料率は、次のとおりです。

所得段階	所得段階の条件	割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、または世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.43 (0.26)	31,400円 (19,000円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.55 (0.35)	40,200円 (25,500円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.625 (0.62)	45,600円 (45,300円)
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.88	64,300円
第5段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.00	73,100円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.09	79,600円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.29	94,300円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.49	108,900円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	124,200円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	138,900円
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	153,500円
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.20	160,800円
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.30	168,100円
第14段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.50	182,700円
第15段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 ×2.65	193,700円

※第1～3段階については、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額になります。

※年額保険料の100円未満は切り捨てとなります。

第9期東郷町高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）【概要版】

発行：東郷町

編集：東郷町健康福祉部高齢者支援課

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 TEL 0561-56-0753